

教 育 委 員 会 会 議 錄

平成28年11月9日(水) 午後1時30分 開会
午後2時28分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

平松直巳教育長、松本真理子委員、則竹伸也委員、廣美里委員、新海弘康委員

3 説明のため出席した職員

岡田信事務局長、後藤由紀夫次長兼管理部長、荻原哲哉学習教育部長
磯谷和明総合教育センター所長、山本雅夫総務課長、橋本礼子教育企画課長
山崎穂高財務施設課長、横井英行教職員課長、山崎眞澄福利課長
富田正美生涯学習課長、柴田悦己高等学校教育課長、柵木智幸義務教育課長
吉田伸一特別支援教育課長、靈池恵量保健体育スポーツ課長
野村均文化財保護室長、黒沢正行健康学習室長、稻垣直樹総務課主幹
安井健治財務施設課主幹、伊藤尚巳高等学校教育課主幹
小島寿文高等学校教育課主幹、浅野薰史義務教育課主幹、北島淳特別支援課主幹
稻垣宏恭教育企画課課長補佐

4 前回会議録の承認

平松教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

平松教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分について及び報告事項（5）平成29年春の叙勲候補者選考の代決については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 平成28年9月定例県議会の概要について

山本総務課長が、平成28年9月定例県議会の概要について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 県立高等学校の普通科におけるコースの新設・改編について

柴田高等学校教育課長が、県立高等学校の普通科におけるコースの新施設・改編について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

昨日石川県立金沢商業高校を視察して、英語教育とキャリア教育を兼ね備えた実践を学んできた。今回、東郷高校とか豊田高校に新設のコースを設置するということで大学との連携、上級学校との連携ということがあると思うが、各校が独自に大学等と連携すると同時に、高等学校教育課としてはどのような支援や手立てを講じていくのか、教えていただきたい。

(柴田高等学校教育課長)

学校が大学等と連携したいという場合、高等学校教育課としては高校とともに、高校と大学との連携の枠組みを作る動きや支援を、これまでも行っており、今後も継続していきたいと考えている。

(松本委員)

新しい美術コースとか医療・看護コースは、大変魅力的であり、子どもたちも期待するだろうと思うが、二つ教えてほしい。一つは、マーケティング等により、この高校なら大丈夫だという根拠があつてのことだと思うが、この高校に美術コースを入れた理由は何かということ。もう1点は、医療・看護コースといつても准看護師等の資格が取れるわけではなく、医療・看護大学系の進学の準備であると思うが、このコースで学ぶ事柄が進学する大学等で学ぶ教育と違うものでないと意味がない。このコースにおける学びの位置づけを教えていただきたい。

(柴田高等学校教育課長)

今、二つの御質問があったが、答えは共通するものとなる。まず美術コースの東郷高校への設置についてであるが、この高校には美術科への入学を目指していた生徒を含め、美術系に強い興味関心を持った生徒が多く存在している。これまでの情報収集から、現在でも美術系大学への進学希望の生徒が多い現状がある。こうした生徒の興味・関心を高めるとともに、進路実現を図っていくという、生徒のニーズを踏まえた上でのコース設置ということである。

次に、豊田高校の医療・看護コースについてであるが、委員御指摘のとおり、高校で学ぶことと大学等で学ぶこととの差別化を図る必要はある。元々豊田高校には、先ほどの東郷高校と同様に、医療・看護系を目指す生徒が多く在籍している。看護師の資格等は取得できず、資格等は大学・専門学校へ進学してから取得することになるが、その前の段階で医療・看護に対するモチベーションを高めるなどの教育効果が期待される。

看護系の系列のある総合学科では、現在でもこのような教育が行われております、生徒のニーズと県内でのこれまでの実績を加味しながら、豊田高校に設置することとした。

(松本委員)

生徒のニーズや地域のニーズは何よりも大切なものだということを、昨日石川県立金沢商業高校へ行って改めて思った。先ほどの説明によると、その地域にそのニーズが十分高く、その上で新しいコースを設置するということ

であり、大変期待している。感謝したい。

(則竹委員)

先程、松本委員からも質問があり、生徒のニーズということはよく理解できたが、逆にいうと他の地域の高校にはそのニーズはなかったのか。愛知県は広く、学校数も多い。尾張部の人、三河部、名古屋近郊それぞれの方が近くに通えるように配置することができればベターだと思う。私は尾張部だが、バランスを考えると、コースを設置する学校は尾張部ばかりで三河部はいいのか、と心配になった。東郷高校にニーズがあったとはいえ、愛知県の端々から美術に関心がある人は東郷高校に通うしかないのか、ということになるので、ぜひこれから実施するにあたってはニーズがあったということではなくて、全体のバランスの中から自宅から通えるように設置することも頭の隅においていただければと思う。

(柴田高校教育課長)

県立高等学校教育推進実施計画における平成29年度分の普通科コースの設置については、尾張部が多くなったということである。この実施計画の中には設置を検討しなければならないことが数多くあり、現在検討中である。本日出された御意見も念頭に置きながら、今後も進めていきたい。

(新海委員)

私も本県初というのは、子どもたちにとってとても魅力のあることだと思う。しかし、必要なのは先程ニーズという言葉があったが、ここを目指してきた生徒たちの目的達成のための条件整備、環境整備は大変だと思う。ぜひ充実させていただいて、また先生方が大変だと思うのでよろしくお願いしたい。

(4) 第71回国民体育大会愛知県選手団の成績について

靈池保健体育スポーツ課長が、第71回国民体育大会愛知県選手団の成績について報告。

平松教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(5) 平成29年春の叙勲候補者選考の代決について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第7号 全中学校の修学旅行、野外教育活動実施に係る「下見」実態の調査等を求める請願

平松教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(廣委員)

尾張教育事務所が管内の中学校に対して実施した修学旅行の下見調査結果から、不十分な下見のまま修学旅行等を実施したと思われる学校があるという指摘があったが、まず、学校では、どのように下見を位置付けて実施され

ているのか。また、実際に、不十分な下見のまま修学旅行を実施した学校があつたのかを説明してほしい。

(柵木義務教育課長)

今、御質問にあつた件について、中学校では、修学旅行等の泊を伴う行事の実施に向けて、計画の立案及び準備等を進めるため、事前の下見を行う必要がある。また、各学校の行事の内容、活動場所、安全対策等、実情を考慮して実施するため、下見の人数や方法については、校長が決定している。

昨年度1月に尾張教育事務所は、市町村を通じ、旅費の予算執行状況から、管内の中学校に対して、年度内に実施する予定である次年度の修学旅行等の下見については、下見内容を精選したり下見人数を減らしたりするなどして、予算内で対応するように指示した。

こうしたことから、尾張教育事務所が管内の中学校に対して実施した、修学旅行や野外教育活動の下見への影響調査の中では、3月下旬の時点で、例年に比べて十分な下見が実施できなかつたと回答する学校が複数あつたのは事実である。

本請願が提出された後、尾張教育事務所が市町村教育委員会を通じ、十分な下見が実施できなかつたと回答した学校に対して調査をした。その結果、新年度に入ってから再度下見を実施し、生徒が活動する場所等の安全確認を行つたり、前年度の修学旅行担当者と打合せをしたり、また、旅行業者が学校に代わつて修学旅行等の実施計画に伴う活動場所の安全確認などを行つて、その情報を学校に伝えてもらつたりして対応したことを確認した。

また、施設からパンフレット等の資料を取り寄せて、気に掛かる箇所については直接あるいは旅行業者を通して問い合わせるなど、全ての該当校において生徒の安全な活動の実施に向けた事前対策が行われたことを確認している。

こうした対応により、生徒の安全に十分配慮した修学旅行等が実施されていると考えている。

(新海委員)

尾張教育事務所管内においては、生徒の安全確保が十分に図られて修学旅行が実施されていることがよくわかつたが、愛知県内の他の教育事務所管内の修学旅行等の実施についてはどのような状況であったのか、教えてほしい。

(柵木義務教育課長)

県内の市町村教育委員会においては、校長会議等の諸会議において、県教育委員会が発出した通知をもとに、各学校に対して、泊を伴う行事を実施する際には、その費用、生徒の健康、安全への配慮、規律ある集団行動及び旅行中の生活指導、また、計画、実施面への生徒の主体的な参加、生徒への事前事後指導等について、十分な指導をしてきている。

各学校では、その指導内容を受け、修学旅行や野外教育活動等の計画を立案し行事を実施している。

したがつて、尾張教育事務所以外の、他の教育事務所管内の各中学校にお

いても、例年どおりの下見や、先ほどの尾張教育事務所の例でお話したように、下見に代わる方法を工夫することで立案された計画に沿って、生徒の安全について万全の体制を整えて修学旅行等が実施されていると認識している。

あわせて、今年度、実際に市町村教育委員会から、安全に十分配慮して修学旅行等を実施したと聞いている。

(則竹委員)

修学旅行等の泊を伴う行事の実施について、先ほどは市町村教育委員会であったが、県教育委員会としてはどのような対応をしているのか。

(柵木義務教育課長)

県教育委員会としては、これまで発出した、「小学校・中学校の修学旅行について」及び「野外活動の指導とこれに関する事故防止について」の通知をもとに、修学旅行や野外教育活動等における児童生徒の安全確保の徹底について、これまで周知している。

また、平成22年6月に浜松市で発生したボートの事故を受け、二度とこのような事故が起こらないように、「野外活動等における事故防止対策の徹底について」の通知をもとに、児童生徒の事故防止の徹底について再度通知をし、安全を最優先にした万全の体制をとることの重要性について、市町村教育委員会に対して周知を図っている。

加えて、毎年、生徒指導に関する通知において、集団宿泊指導等を実施する場合には、適切な計画と指導・引率の下で行うとともに、保健、安全面には細心の注意を払い、事故防止には万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて全小・中学校に周知をしている。

去る10月7日に開催した第3回市町村学校教育担当指導主事会においては、島根県内の小学校女子児童が修学旅行の入浴中に溺れて命を失った事案を取り上げ、これまでに発出した通知の写しを再度配付し、修学旅行等の適切な下見の実施を始めとして、児童生徒の事故防止及び安全確保の徹底について説明をしたところである。

今後も、泊を伴う行事の実施に当たっては、児童生徒の安全を最優先した行事の実施について、市町村教育委員会及び全小・中学校に周知していく。

(山崎財務施設課長)

旅費の予算の面からであるが、旅費については、効率的かつ計画的な執行をお願いしているところであるが、近年、各学校の工夫だけでは教育活動に伴う出張に十分対応しきれないという声も聞かれることから、児童生徒の安全、学校の円滑な運営などに支障をきたさないよう、必要な額を確保してまいりたいと考えている。

(松本委員)

本日の請願について、義務教育課長から丁寧な説明をいただき、尾張教育事務所管内において、不十分な下見のまま修学旅行を実施した学校があるのではないかという御指摘について、その後の調査で、生徒の安全が確保され

た中で実施されており、問題はなかったという説明を聞き、大変、安心した。

また、他の教育事務所管内の中学校でも、問題なく実施されているということ、それから、今後の宿泊行事の実施に当たっても、児童生徒の安全確保、これが最優先であるということ、それが周知されているということも確認ができたことは、本当に安心している。感謝を申し上げたい。

修学旅行は、私自身もそうであるが、本当に子どもにとって、生きていくときの宝になるような行事だと思う。それで、教員も本当に大変な準備、苦労をされていると思うが、教育上の効果から考えても、日本の誇る文化だと私は思っている。

そのため、これからも何よりもまず安全を最優先なのは言うまでもなく、今回の島根県の小学校のような悲しい事故を繰り返すことのないように、愛知県内では一にも二にも安心、安全を最優先していただき、子どもたちの思い出に残るような修学旅行や野外教育活動を実施していただきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

7 議案

第30号議案 平成29年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

山崎財務施設課長が、平成29年度愛知県立高等学校生徒募集計画について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第31号議案 平成29年度愛知県立高等学校入学者募集について

柴田高等学校教育課長が、平成29年度愛知県立高等学校入学者募集について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第32号議案 平成29年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について

柴田高等学校教育課長が、平成29年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第33号議案 平成29年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

吉田特別支援教育課長が、平成29年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について請議。

平松教育長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

8 協議題

平松教育長が各委員に諮り、協議題（1） 平成28年度教育委員会所管12月補正予算（案）について、協議題（2） 損害賠償の額の決定及び和解について、協議題（3） 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について、協議題（4） 愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について、協議題（5） 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について、協議題（6）

訴えの提起について及び協議題（7） 愛知県スポーツ会館の指定管理者の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

（1） 平成28年度教育委員会所管12月補正予算（案）について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 損害賠償の額の決定及び和解について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（4） 愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（5） 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（6） 訴えの提起について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（7） 愛知県スポーツ会館の指定管理者の指定について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

（1） 平松教育長が今回の会議録署名人として則竹委員を指名した。

（2） 傍聴人 1名